

## ○横須賀市諸料金口座振替実施要綱

### (総則)

第1条 諸料金の口座振替に関する取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

#### (取り扱う諸料金)

第2条 口座振替により収納することのできる料金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険料
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
- (5) 保育料
- (6) 公園墓地管理料
- (7) し尿収集等手数料
- (8) 市営住宅使用料(家賃・駐車場使用料)
- (9) 給食費
- (10) 公設放課後児童クラブ使用料

#### (取扱金融機関)

第3条 口座振替を取り扱う金融機関は、本市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関(以下「金融機関」という。)で、継続的に口座振替事務を取り扱う金融機関とする。

#### (申込手続等)

第4条 口座振替による納付を希望する納入義務者及び被保険者(以下「納入義務者等」という。)は、口座振替により納付しようとする諸料金に係る納入通知書等(以下「納入通知書等」という。)に口座振替依頼書を添えて金融機関へ提出するものとする。

2 金融機関は、前項の口座振替依頼書の提出を受けたときは、納入通知書等については、口座振替依頼書と内容が一致することを確認したうえで納入義務者等に返却し、当該口座振替依頼書について当該口座振替を承諾したときは、当該口座振替依頼書のうち本人控分は納入義務者等に交付し、金融機関保管分は自らが保管し、横須賀市保管分は所定欄に押印のうえ市長に送付するものとする。

#### (口座振替受付サービスによる申込手続)

第5条 前条の規定にかかわらず、納入義務者等は、マルチペイメントネットワーク(税金その他の公共料金をパソコン、携帯電話、現金自動預入支払機等からいつでも支払うことが

できる仕組みをいう。)を利用した口座振替受付サービス(以下「ペイジ一口座振替受付サービス」という。)による口座振替の申込手続きを行うことができる。

- 2 ペイジ一口座振替受付サービスによる口座振替の申込手続きができる預金口座は、市長が指定する金融機関(以下「ペイジー取扱金融機関」という。)の口座とする。
- 3 ペイジ一口座振替受付サービスによる口座振替の申込手続きを希望する納入義務者等は、納入通知書等に横須賀市口座振替(自動払込)契約申込票(別記様式。以下「振替契約申込票」という。)を添えて、諸料金の収納担当課、総務部会計課又は各行政センター(以下「収納担当課等」という。)に提出するものとする。
- 4 収納担当課等は、振替契約申込票の提出を受けたときは、次のとおり取扱うものとする。
  - (1) 納入通知書等と振替契約申込票の内容が一致することを確認し、納入通知書等を納入義務者等に返却する。
  - (2) 振替契約申込票の記載内容をペイジ一口座振替受付サービスの専用端末機(以下「専用端末機」という。)に入力し、内容を納入義務者等に確認させた後、納入義務者等に指定預金口座のキャッシュカードを専用端末機のカードリーダに読み込ませ、暗証番号を入力させる。
  - (3) 前2号の規定により入力された情報をペイジー取扱金融機関に送信する。
- 5 前項第3号の規定により送信された情報を受信したペイジー取扱金融機関は、利用者口座の認証等を行い、結果を市長に送信するものとする。
- 6 収納担当課等は、前項の結果通知を受けたときは、次のとおり取扱うものとする。
  - (1) 口座振替が承諾された場合は、振替契約申込票のうち本人控分は納入義務者等に交付し、横須賀市保管分は所定欄に押印のうえ市長に送付する。
  - (2) 口座振替が不承諾された場合は、納入義務者等にその旨を通知する。
- 7 横須賀市税口座振替納付制度実施要綱(昭和49年4月1日制定)第7条の規定により諸料金に係る口座振替の承諾を受けた者は、第5項の規定により口座振替の承諾を受けたものとみなす。

(原簿等の整理)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による口座振替依頼書の提出を受け、又は前条第6項第1号の規定による振替契約申込票の送付を受けたときは、必要事項の記載を確認し、納入義務者等の徴収原簿等を整理するものとする。

(振替請求)

第7条 市長は、所要事項を記録した光ディスク又は磁気ディスク(以下「記録媒体」という。)

に、振替に必要な書類を添え、予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)に定める総括店舗へ交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、記録媒体の交付に代えて、所要事項を記録したデータ(以下「振替データ」という。)を本市の使用に係る電子計算機と金融機関の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができるものとする。
- 3 市長は、記録媒体又は振替データを必要としない金融機関及び振替データを送信した金融機関に振替を依頼するときは、振替に必要な書類を第1項に規定する総括店舗へ交付するものとする。

(振替日)

第8条 口座振替期日は、その月の末日とする。ただし、当該日が休祭日の場合は、その翌日とする。

(振込み)

第9条 金融機関は、第7条の規定により交付を受けた記録媒体若しくは一括納入通知書又は受信した振替データにより振替日に納入義務者等の預金口座から市の預金口座へ振り込むものとする。

(通知書の送付)

第10条 金融機関は、振替手続きが完了したときは、領収済通知書を速やかに会計管理者に送付するものとする。

- 2 市長は、前項の領収済通知書の送付を受けたときは、速やかに納入義務者等に振替済通知書を送付するものとする。ただし、保育料については、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条各号に規定する料金については、納入義務者等から振替済通知書の送付が必要ない旨申出があったときは、当該通知書の送付を省略することができる。

(振替不能分)

第11条 金融機関は、振替日に納入義務者等の預金不足等により振替不能となったときは、不能理由を明らかにして市長に通知するものとする。

(取消し)

第12条 市長は、納入義務者等の口座振替が引き続き3箇月以上不能となったとき又は口座振替が適当でないと認めたときは、この取扱いを取り消すことができるものとする。

- 2 市長は、前項により口座振替を取り消したときは、口座振替停止通知書により、その旨

を金融機関及び納入義務者等に通知するものとする。

(解約手続)

第13条 納入義務者等は、口座振替による納入を解約しようとするときは、口座振替解約届を金融機関に提出するものとする。

2 金融機関は、前項の口座振替解約届の提出を受けたときは、当該口座振替解約届のうち本人控分は届出人に交付し、金融機関保管分は自らが保管し、横須賀市保管分は所定欄に押印のうえ市長に送付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事務手続きについては、口座振替事務取扱要領によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 銀行口座継続振替実施要綱(昭和50年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横須賀市国民年金保険料口座振替実施要綱(昭和56年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行し、改正後の横須賀市諸料金口座振替実施要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別記様式(第5条第3項関係)

横須賀市 口座振替依頼書・解約届 (自動払込利用申込書・兼廃止届書)

取扱金融機関 御中

私は、横須賀市公金の納付について、口座振替の方法を申込・解約したいので約定を確認のうえ次のとおり依頼します。

(お客様様)

1. 納入義務者

住所			記入年月日	年	月	日
フリガナ			記入中の通路先(市外局番から記入)			
氏名 ( 国民健康保険料の場合は 世帯主となります )			自宅・携帯 その他			

2. 指定預貯金口座 (私は、次の口座から納入義務者の公金を振替することに同意します。)

口座名義人	住所			電話	銀行機関届出印	1枚目要押印
フリガナ			振込局番が記入			
氏名						

(以下、ゆうちょ銀行の欄か、その他の金融機関の欄の、どちらかに記入してください。)

ゆうちょ銀行	金融機関コード	通帳記号	通帳番号(右づめで記入)		
	9 9 0 0	/	-		
	種目コード: 新規(166)解約(176)	契約種別コード: 30	払込先加入者名: 横須賀市会計管理者	払込先口座番号: 別記の通り	払込日: 月末日

他の金融機関	金融機関名	店舗名	預金種類	普通・当座
	銀行・金庫・組合	支店		
	金融機関コード	店舗コード	口座番号	

3. 対象種目

お申込みの種目(ゆうちょ用払込先口座番号)	申込区分	通知書番号等	開始・解約
廃棄物処理手数料(一般・専用特別・浄化槽)	申込	整理番号	年 月
00200-5-960275		整理番号	年 月
市営住宅使用料(家賃・駐車場使用料)		住宅	年 月
00200-5-960275		被保険者番号	年 月
国 民 健 康 保 險 料		芝生墓地	年 月
00200-5-960275		普通	年 月
公 園 墓 地 管 理 料		代用記載名(姓+名)	年 月
00220-8-960277		被保険者番号	年 月
保育料・市立保育園等給食費		被保険者番号	年 月
00200-5-960275		1 件目	年 月
介 護 保 險 料	2 件目		
00260-2-960360	3 件目		
後 期 高 齢 者 医 療 保 險 料	4 件目		
00220-9-960667	児童・生徒名(姓+名)	年 月	
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 償 還 金	児童・生徒名(姓+名)	年 月	
00200-5-960275	児童・生徒名(姓+名)	年 月	
給 食 費(小学校・中学校・特別支援学校)	児童・生徒名(姓+名)	年 月	
00200-5-960275	児童・生徒名(姓+名)	年 月	
公 設 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 使 用 料	児童・生徒名(姓+名)	年 月	
00200-5-960275	児童・生徒名(姓+名)	年 月	

\*ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

\*受付通知書の送付先口座番号: 00200-5-960275

約定(ゆうちょ銀行を除く)

- 市から納付書(納入通知書)が貴行(店)に送付された時は、私に通告することなく振替日に当該納付書(納入通知書)の記載金額を指定預貯金口座から払い出し、市へ支払ってください。
- 前項の手続きについては、小切手の振り出し、又は預貯金通帳及び払戻請求書の提出などいたしませんので貴行(店)所定の方法で処理してください。
- 指定預貯金口座の残高不足等により振替日に振替不能が生じた時は、当該納付書(納入通知書)を市に返却されても異議ありません。
- 口座振替の方法により納付した公金の領収書については、指定預貯金口座の通帳に記帳することにより、省略しても差し支えありません。
- この取扱は、振替日における度重なる残高不足や長期間にわたり市からの請求がないなどの契約終了とみなされる場合には、市又は貴行(店)により停止されても異議ありません。
- この取扱に際し、万一紛糾が生じても貴行(店)の責による場合を除き、貴行(店)に迷惑をかけません。
- この依頼書は、特別の事情がない限り、次年度以降も依頼があったものとして取り扱ってください。

受付印	受付店日附印
付	
印	